

『横浜法学』第 卷第 号 論文執筆申込用紙

年 月 日提出

ローマ字

氏名 生年月日 (任意) 西暦 年 月 日

連絡先 電話番号: 所属 ()
(院生のみ) 博士課程入学年月日 (任意) 西暦 年 月 日

e-mail:

分類 論説 研究ノート 判例研究 資料 書評 翻訳 (該当するものに○)

論文タイトル(仮題)

欧文タイトル

予定字数 おおよそ 字 (上限は30,000字程度・図表の数が多い場合は別途ご相談ください)

Words (incl.fns.) (Up to approx. 12,000 words)

※校正は初校と再校の2回のみとし、必要最小限の修正にとどめてください。

使用言語 日本語 English (該当するものに○)

抜刷希望部数 冊

(抜刷の発行費用及び送料は、ご本人負担となります。ご希望の場合は、冊数をご記入ください。)

料金は頁数によっても異なりますので、別途お問い合わせください。)

本年度会費納入済の国際経済法学専攻大学院生は30冊を無料でお渡しいたします。文頭のにチェックして下さい。

編集規約第6.「著作権」及びこれに基づく紀要の電子公開化を了解の上、投稿します。

署名 _____

指導教員のサイン

『横浜法学』の執筆に関する注意事項

1. 論文等の投稿

- ① 掲載を希望する者は、その希望する号の執筆申込期限を厳守し、横浜法学会事務局に対し、「論文等執筆申込用紙」によって執筆の申込みを行ってください。
- ② 原稿は、原稿締切日までに、横浜法学会事務局に対し、電子ファイルその他の方法によって提出してください。
- ③ 一つの論文等の分量は、原則として、30,000字程度（外国語の場合は、12,000語（words）程度）とします。これを大幅に超えるものについては、再提出又は分割での掲載を求めることがあります。分割での掲載となるときであっても、当該論文等の全部の提出を求めることがあります。
- ④ 論文等に副題を付すときは、その表記は、表紙及び目次においては、表題の前後に全角でダッシュを付し、本文においては、倍角でダッシュを付してください。英文の場合は、表紙及び本文ともにダブルコロン（:）を付してください。
- ⑤ 日本語以外で執筆された論文等については、日本語による要約（400字以上1,000字以下）の提出を求めることがあります。
- ⑥ 掲載号については、執筆者の希望を尊重します。ただし、合理的理由がある場合には、その後の号への掲載又は分割での掲載を決定することがあります。

2. 論文等の形式

- ① 注の形式（章ごとに後注、全体で一括して後注、割注、脚注等）は、執筆者の裁量に委ねます。後注の場合は、参考文献は全体の最後にまとめてください。WEBサイトなどを引用する場合は、さらに後ろにまとめてください。
- ② 文献の引用方法については、関連する分野の慣例に従ってください。実定法学の場合は、原則として、法律編集者懇話会編『法律文献等の出典の表示方法』によります。雑誌、判例集、法令等の略語を用いるときは、法律編集者懇話会編『法律文献等の出典の表示方法』、ジュリスト又は法律時報における用例に従ってください。英文の論文等の場合は、定評のあるスタイルブック（OSCOLA、The Bluebook等）に従うものとし、当該論文等の全体で表記を統一してください。
- ③ 図表の数量に関しては、合理的な制限を求めることがあります。
- ④ 判例研究は、〔事実関係〕（又は〔事案〕等）、〔判旨〕、〔評釈〕（又は〔研究〕）の3項目に絞り、できる限り、シンプルな形式としてください。表題又はサブタイトルに判例名を記載してください。判例名の引用の方法は、法律編集者懇話会編『法律文献等の出典の表示方法』、ジュリスト又は法律時報における用例に従うこととします。外国判例についても、表題又はサブタイトルに判例名を記載してください。判例名の引用の方法は、当該外国判例に係る慣例に従うこととします。
- ⑤ 共著の場合は、主たる執筆者を先頭に記すなど、学術的に適切な対応を行ってください。

3. 論文等の校正

- ① 執筆者は、校正刷りの修正及び組直しにより、編集に係る作業の工程が増加すること及び人件費等の追加費用がかかることを認識した上で、校正作業を行ってください。
- ② 原稿の提出後の校正は、原則として2回（初校及び再校）を限度とします。
- ③ 校正刷りの修正は、誤字脱字若しくは誤記の修正又は最新情報への更新等の必要最小限のものにとどめてください。修正の指示は、修正文の電子データを添付する等の方法により、編集者との間で誤解が生じないよう明確に行ってください。
- ④ 2回を超える校正の依頼又は大幅な修正の依頼があった場合は、当該依頼をした執筆者に対し、依頼の中止、依頼内容の変更又は追加費用の負担を求めることがあります。
- ⑤ 校正に関する連絡は、編集者と編集委員会との間又は編集委員会と執筆者との間で行うこととし、執筆者は、編集者に対して直接依頼をすることがないようにしてください。